事 務 連 絡 平成23年6月15日

全国知事会 御中

内閣府地域主権戦略室

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程(案)について

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)の 3. (1) では、一の都道府 県内でおおむね完結する事務・権限のうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った「自己仕分け」において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの(「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの)を参考にして、移譲に向けた取り組みを 実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成 23 年 6 月末までに整理 することとされています。

この度、各関係府省より、「アクション・プラン」に基づき「速やかに着手する」ものと 判断した事務・権限の事項及び工程案が示されました。

つきましては、各府省が示した工程案を参照の上、一つ一つの事務・権限ごとに移譲に向けた取組を開始するか否かについて、各都道府県の御判断・御意見等をお示しいただきますようお願いします。

○提出期限

平成23年6月21日(火)

○提出先

内閣府地域主権戦略室

○提出方法

別添様式に記入して提出

○留意事項

- ・ 国側が付した移譲の際の条件についても、今後、当該条件について地方側と引き続き 議論することをもって「速やかに着手する」事務・権限として整理することを予定して います。
- ・ 6月末までに「速やかに着手する」事務・権限として整理されなかったものについて も、7月以降、地方の要望等を踏まえ、「アクション・プラン」に基づき検討を進めて いくものと考えています。
- ・ 今回お示しする工程案の中には、移譲について関係省庁間での調整を要するものが含まれています。これらについては、移譲の受入れを示していただいたものから速やかに 関係省庁間での調整をさせたいと考えています。

(○○県)

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容	P/II [I]	VIII 75
沖縄総合事	1 1 1 1 1		
10	農林水産省の地方農政局が所掌す		
10	展外が座目の地方展政局が別事り る業務の一部		
13	経済産業省の経済産業局が所掌す	<u> </u>	+
10	経済産業有の経済産業局が別事9 る業務の一部		
16	国土交通省の地方整備局が所掌す	<u> </u>	+
10	国工父理自の地方整備同が別事り		
18	国土交通省の地方運輸局が所掌す	<u> </u>	+
10	国工父週旬の地方運輸局が別季りる業務の一部		
法務局・地			
公务间·坦 13	人権擁護に関する諸事務のうち、		
10	八惟擁護に関する商事務のりら、 人権啓発活動地方委託事業の中の		
	八惟俗宪仏動地万安比事業の中の ネットワーク事業を除く事務		
地方厚生局			
4	医療法人(広域)等の監督		
5	国の開設する病院等の医療法に関	1	
U	国の開設する病院寺の医療伝に関する手続き		
6-1	「原子爆弾被爆者に対する援護に	l <u> </u>	
O I	「原丁爆弾做爆石に対する抜選に 関する法律」に規定する指定医療		
	関りる伝体」に成足りる指足医療 機関の指定		
6-2	機関の指定 特定感染症指定医療機関からの報	<u> </u>	+
	特定感染症指定医療機関が5の報告聴取等	 	
7	・「児童福祉法」に規定する指定療		
	育医療機関の指定等		
	・「母子保健法」に規定する指定養		
	育医療機関の指定等		
	・「生活保護法」に規定する指定医		
	療機関の指定		
8	・指定医療機関等の指定等		
	「戦傷病者特別援護法」に規定す		
	る指定医療機関の指定		
12 · 13	保健師、助産師、看護師、理学療		
	法士、作業療法士、診療放射線技		
	師、臨床検査技師、視能訓練士、		
	臨床工学技士、義肢装具士、救急		
	救命士、言語聴覚士、あん摩マッ		
	サージ指圧師、はり師、きゅう師、		
	柔道整復師、歯科衛生士及び歯科		
	技工士を養成する施設の指定、変		
	更承認、指定取り消し、報告及び		
	調査等	·	
14	生活衛生同業組合振興計画の認定	·	
15	複数の都道府県を活動地区とする		
	中小企業者による協同組合等のう		
	ち、厚生労働大臣の所管に属する	·	

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容	, I	VIII V
	事業者が組合員資格に含まれるも		
	のに対する設立認可等		
18	社会福祉法人(広域)等の認可		
20	消費生活協同組合(広域)の許可、		
	認可及び承認		
22	精神保健指定医の指定に関する事		
	務(指定証の交付等)		
23	戦没者等の遺族に対する特別弔慰		
	金等の特別買上償還に関する証明		
	書の発行		
24	医師等の臨床研修施設等の指導監		
	督		
25	総合衛生管理製造過程の承認等		
	(海外施設の承認等及び製造基準		
	の例外承認等を除く。)		
27	指定検査機関の指定等		
28	健康増進法に基づく虚偽誇大広告		
	等規制の勧告及び命令		
34	・特定機能病院の報告徴収・立入		
	検査(医療法第 25 条第 3 項及び		
	第4項)		
	・緊急時における報告徴収・立入		
	検査 (医療法第 71 条の 3)		
35	介護保険・サービスに関する指導		
43	消費生活協同組合の検査指導		
44	社会福祉法人の指導監査		
地方農政局	the start IA I all a land a second to IA I all the		
12	農産物検査法に定める登録検査機		
	関の指導・監督その他の農産物検		
10 10	査に関する事務		
18 • 19	容器包装リサイクル法、食品リサ		
	イクル法及び省エネ法に基づく報		
经本本来日	告徴収・立入検査等		
経済産業局	ウェ 人学で注いせ さんウ料本面の		T
4	商工会議所法に基づく定款変更の		
7	認可		
7	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	ある認証製造業者等に対する工業		
	標準化法(JIS法)に基づく報		
11_1	告徴収・立入検査 下請代金法に基づく報告・検査		
11-1	「前八金伝に基づく報音・検査 一の都道府県を区域とする特定業		
10	一の都垣府県を区域とする特定業 種の協業組合、商工組合、商工組		
	健の協業組合、間工組合、間工組 合連合会に関する許認可等		
16-2	一の都道府県にのみ事業所等があ		
10 4	一の都垣府県にのみ事業所寺がの るクレジット業者に対する割賦販		
	コノレンフド未付に刈りつ刮煎販		

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容		
	売法に基づく報告徴収・立入検査		
18-1	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	存在する消費生活用製品の製造業		
	者・輸入業者に対する消費者生活		
	用製品安全法に基づく報告徴収・		
	立入検査		
18-2	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	存在する電気用品の製造業者・輸		
	入業者に対する電気用品安全法に		
	基づく報告徴収・立入検査		
18-3	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	存在するガス用品の製造業者・輸		
	入業者に対する報告徴収・立入検		
	査		
18-4	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	存在する液化石油ガス器具等の製		
	造業者・輸入業者に対する報告徴		
	収・立入検査		
18-5	一の都道府県内にのみ事業所等が		
	存在する家庭用品の製造業者・表		
	示業者・販売業者(卸売業者に限		
	る)に対する報告徴収・立入検査		
32-1	一の都道府県内にのみ事業所等の		
	ある特定事業者に対する容器包装		
	リサイクル法に基づく報告徴収		
	(法第39条)及び立入検査(法第40条)		
32-2	一の都道府県内にのみ事務所等が		
02 2	ある小売業者又は製造業者等に対		
	する家電リサイクル法に基づく報		
	告徴収(法第52条)及び立入検査		
	(法第 53 条)		
32-3	一の都道府県にのみ事業所等があ		
	る食品関連事業者、登録再生利用		
	事業者及び認定事業者に対する食		
	品リサイクル法に基づく報告徴収		
	(法第24条第1項)及び立入検査		
	(法第 24 条第 2 項及び第 3 項)		
32-4	一の都道府県にのみ事業所等があ		
	る指定表示事業者に対する資源有		
	効利用促進法に基づく報告徴収及		
	び立入検査(法第37条第2項)		
35	一の都道府県にのみ事業所等があ		
	る省エネ法に基づく特定事業者等		
	への措置に関する事項(指導・助		
	言(法第6条)、報告徴収・立入検		
	査 (法第 87 条 3 項) 等)		

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容		
38-1	給油等事業所が一の都道府県内に		
	ある揮発油(ガソリン)販売業者		
	等に対する揮発油等の品質確保等		
	に関する法律に基づく報告徴収、		
total deletion	立入検査等		
地方整備局			
2-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る入札及び契約等に関する事 務		
7	ช5 地方自治体に移管される直轄事業		
'	に係る事業評価及び費用の縮減に		
	関する事務		
8-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る技術的審査、検査及び調査		
	に関する事務		
9-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る入札及び契約制度の技術的		
	事項に関する事務		
10-2	地方自治体に移管される直轄事業		
11.0	に係る積算基準に関する事務		
11-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用		
	一段・情報システムの整備及の運用 等に関する事務		
13-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る防災業務計画等の策定に関		
	する事務		
45-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る土地等の収用、使用、買収		
	及び寄附並びにこれらに伴う地上		
	物件の移転及び損失補償に関する		
10.0	事務		
46-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失		
	補償額の算定基準等に関する事務		
北海道開発			
2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る入札及び契約に関する事務		
	(物品及び役務に関するもの)		
3-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る土地等の収用、使用、買収		
	及び寄附並びにこれらに伴う地上		
	物件の移転及び損失補償に関する		
4.0	事務		
4-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る土地等の評価基準及び損失		
	補償額の算定基準等に関する事務		

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容		
10 • 24	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る事業評価及び費用の縮減に		
	関する事務		
11-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る入札及び契約に関する事務		
	(工事及び業務に関するもの)		
20-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る入札及び契約制度の技術的		
	事項に関する事務		
21-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る技術的審査、検査及び調査		
22-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る積算基準に関する事務		
25-2	地方自治体に移管される直轄事業		
00.0	に係る防災業務計画等の策定		
26-2	地方自治体に移管される直轄事業		
	に係る建設機械類・電気通信施 設・情報システムの整備及び運用		
地方運輸局	等に関する事務		
地万 <u></u> 理 期 问	自動車運転代行業の認定業務		
地方環境事			
1 • 2 • 3	○容器包装リサイクル法		
1 2 3	・一の都道府県内にのみ事務所等		
	がある特定事業者に対する報告徴		
	収(法第39条)		
	・一の都道府県内にのみ事務所等		
	がある特定事業者に対する立入検		
	査 (法第 40 条)		
	○家電リサイクル法		
	一の都道府県内にのみ事務所等		
	がある小売業者又は製造業者等か		
	らの報告徴収(法第 52 条)		
	一の都道府県内にのみ事務所等		
	がある小売業者又は製造業者等の		
	事務所等への立入検査 (法第 53		
	条)		
	○食品リサイクル法		
	・一の都道府県内にのみ事務所等		
	がある食品関連事業者、登録再生		
	利用事業者及び認定事業者に対す		
	る報告徴収及び立入検査 (法第 24		
	条第1項、第2項及び第3項)		
6	特定特殊自動車排出ガスの規制等		
	に関する法律に基づく技術基準適		
	合命令、当該命令に係る使用者に		
	対する報告徴収・立入検査に関す		

	事務・権限	諾否	備考
整理番号	内容		
	る事務		
7	土壌汚染対策法に基づく指定調査		
	機関の指定、監督に関する事務の		
	うち、一の都道府県内で調査業務		
	を行う指定調査機関に関するもの		
8	環境省関係石綿による健康被害の		
	救済に関する法律施行規則第 25		
	条第1項に規定する申請等の		
	経由に係る事務		